

(写)

令和4年10月5日

伊東市長 小野 達也 様

伊東市特別職報酬等審議会
会長 鈴木 克 政

特別職の報酬等の額について（答申）

令和4年7月11日付け伊秘第193号にて諮問のあった本市の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料に係る適正額について、本審議会は、各種資料を検討し、公正中立な立場で慎重に審議した結果、全会一致で次のとおりの結論に達したので答申します。

記

1 報酬等の額について

伊東市議会議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、次のとおり一部を改定することが適当である。

議 長	月 額	435,000円	(12,000円増)
副議長	月 額	400,000円	(10,000円増)
議 員	月 額	370,000円	(9,000円増)
市 長	月 額	855,000円	(20,000円増)
副市長	月 額	727,000円	(据 え 置 き)
教育長	月 額	668,000円	(据 え 置 き)

注：かっこ内は現行との比較

2 改定の時期

本答申の内容及び本市の財政状況並びに市内経済状況等勘案の上、改定時期を決定することが適当である。

3 審議に当たっての基本的な考え方

我が国の経済は、内閣府の令和4年8月の月例経済報告によると「景気は、緩やかに持ち直している。」とし、先行きについては、「感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」としているが、新型コロナウイルス感染症拡大による市内経済への打撃だけでなく、燃料費高騰などに伴う物価上昇の影響も出ている中、市内経済に目を向けると、回復の兆

しはあるものの依然として厳しい状況が続いている。

一方、政治主導による賃上げの働きかけが進む中、令和4年春闘における民間主要企業の賃金は、賃上げ額、賃上げ率とも昨年を上回る状況となっており、令和4年8月には国の中央最低賃金審議会において大幅な最低賃金引上げとなる答申もなされ、また人事院も国家公務員一般職の月例給とボーナスともに引上げとなる勧告を同時期に行っている。

また、人口減少社会の到来、少子高齢化の進展など社会情勢の急速な変化に伴い、市民からの行政ニーズは高度化・多様化する中、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、大規模化する自然災害に対する対応など、市民の生活を守り、安心を確保するためにも、特別職の果たすべき役割はますます大きくなっており、市行政の担う業務量の増大化とともに、その職務の遂行には幅広い視野と的確な判断力が求められている。

あわせて、非常勤特別職である議員は、市民の代表として、複雑化・多様化した行財政課題に対する専門的知識と高い見識をもって、議会を通して行政の意思決定に深く関与するとともに、市民の負託に応えうる議員活動を期待されている。

審議に当たっては、これらを踏まえ、多くの複雑化した課題を解決する市長、副市長及び教育長の給料並びに議員の報酬が、各々の職務や職責に見合うだけの水準が不可欠であるとの基本的な考え方に立ち、市内経済の現況を始めとして、人事院勧告及び本市財政の状況、県内各市及び人口や産業構造等が類似する団体の特別職報酬額等の状況並びに本市職員の給料などを総合的に考慮する中で検討を重ねた。

4 審議の内容

(1) 市長、副市長及び教育長の給料について

市長等の給料の額は、平成18年10月1日に5%の引下げ改定が行われた後、市の財政状況が改善したこと等を踏まえ、平成28年10月1日に市長が3.5%の引上げ、副市長及び教育長が3.4%の引上げ改定が行われたものの、過去の給料水準に戻すまでには至らず、平成30年度に開催した伊東市特別職報酬等審議会においても、市長の公約に基づく事業の進捗状況や成果を今後見た上で判断すべきとの結論により、給料額を据え置くとの答申がなされており、その後現在まで約6年が経過している。

その間も着実に行財政改革を進めた結果、市の財政状況は厳しいながらも少しずつ改善が図られ、財政調整基金への積立額等、適正な財政水準を維持している状況にあると考えられる。

これは、行政のトップである市長、副市長及び教育長が簡素で効率的な市政運営に努めた成果であると評価できるところ、その中でも市長の給料額は、人口及び産業構造が同様かつ人口規模が近い県外の類似団体との比較においても低く、加えて、県内各市の平均給料額を相当下回っている状況にある。

一方で、市内経済に目を向けると、基幹産業である観光業をはじめとして、新型コロナウイルス感染症による影響は依然として大きく、コロナ禍における景気低迷期か

らの回復途上にあるが、そのような状況下、本市のリーダーともいえる市長は、様々な課題解決のため日々職務に尽力し、限られた財源の中でも市民サービスの向上のため、様々な施策を実施する重責を担っていることを鑑みれば、その職責に見合うだけの給料額に引き上げるべきという意見が大勢を占めた。

そこで、昨今の物価上昇率や「令和4年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況(令和4年8月5日厚生労働省公表)」における平均賃上げ率も踏まえた中で、市のリーダーとしてふさわしい市長給料の適正額を検討した結果、市長の給料額は現行の額から2万円引上げ改定することが適当であると判断する。

なお、副市長及び教育長の給料額は、人口規模が近い県外の類似団体の平均額及び県内各市の平均額との比較において、ともに本市の当該職給料額が上回っている状況であるため、現行の額を据え置くことが適当であると判断する。

(2) 議員の報酬について

議員の報酬についても、前述の市長、副市長及び教育長と同様、平成18年10月1日の改定以来、約10年間据え置かれた後、平成28年10月1日から議長、副議長及び議員の報酬をいずれも1万円の引上げ改定がされたところである。

非常勤特別職である議員の報酬は、複雑化・多様化した行財政課題に対する専門的見識をもって、市民の負託に応えうる議員活動を期待するとき、報酬額はその活動を保障するものでなくてはならないと考える。

しかしながら、本市では政務活動費の支給がなく、人口規模が近い県外の類似団体や県内各市の状況と比較しても、その報酬額は十分なものとは言えない状況であるため、今回市長給料の引上げ額を基準に、その職責に応じた適正額を検討した結果、平成18年10月に行った引下げ改定前の報酬水準にすることが望ましいとの考えにより、現行の報酬額から議長は1万2千円、副議長は1万円、議員は9千円それぞれ引上げ改定することが適当であると判断する。

なお、本報酬額の改定に際しては、対象となる人数が多いため、市財政への負担増加を懸念する意見もあったことから、市の財政規模や定数との適切なバランスを考慮し、市民の理解を得られるものとなるよう改定の時期について配慮を求めるとともに、より一層、市民に開かれた議会運営に資することを期待する。

5 その他

本審議会の所掌事項ではないが、委員から提言のあった事項について、以下のとおり意見を付言する。

(1) 特別職報酬等審議会の開催時期について

平成30年度の答申において、本審議会の開催時期については、2年ごとに開催すべきであるとの意見を付しているが、今後も2年ごとの開催を原則としつつ、急激な社会情勢・経済環境の変化等により、民間との著しい乖離が生じているものと認められる場合には、臨時的に審議会を開催すべきと考える。

(2) 市長、副市長及び教育長の期末手当に係る支給要件について

本市では、市長等の特別職が就任後、支給基準日までの間、非常に短い在職期間であっても、期末手当支給についての根拠条例である「伊東市特別職の職員の給与に関する条例」において当該手当の支給要件を満たすことになるため、給付を受ける事例が生じていた。

本手当の性質に鑑みると、このような支給は市民の理解が得られないものであるため、遅くとも市長の次回改選期までに、議会議員の期末手当の例にならい、「伊東市特別職の職員の給与に関する条例」について必要な改正を行うべきである。

6 審議会開催状況

- 第1回審議会 令和4年7月11日（月）
- 第2回審議会 令和4年8月26日（金）
- 第3回審議会 令和4年9月29日（木）

7 主な検討資料

- (1) 一般職ボーナス支給状況（国及び市におけるボーナス年間支給月数の推移）
- (2) 県内各市人口・予算額調（令和4年度）
- (3) 県内各市財政規模に関する調（令和2年度決算カード、普通会計による比較）
- (4) 県内各市財政力指数等調
- (5) 市長、副市長及び教育長の給料並びに期末手当（1年間：一般的な計算例）
- (6) 議長、副議長及び議員の報酬並びに期末手当（1年間：一般的な計算例）
- (7) 県内各市特別職報酬額等調（令和4年4月1日現在）
- (8) 県内各市特別職給料対議員報酬の比率調（令和4年4月1日現在）
- (9) 県内各市議員報酬対特別職給料の比率調（令和4年4月1日現在）
- (10) 人口、産業構造等が類似する「類似団体」との比較
- (11) 市三役給料及び議員報酬額の改定状況
- (12) 市一般職職員給料調（補職別平均）
- (13) 市議会の審議状況（令和3年度）
- (14) 消費者物価指数の推移（全国及び東海地方・生鮮食品を除く総合）
- (15) 前回審議会の答申（写）
- (16) 一般会計決算の概要等の推移（財政課提供）
- (17) （追加分）類似団体 財政規模比較及び議員定数等調
- (18) （追加分）類似団体 特別職給料（報酬）等年間支給額比較表
- (19) （追加分）本市の議員報酬額及び議員定数の推移
- (20) （追加分）一般職の補職別平均給料及び期末手当等年間支給額（令和3年度）
- (21) （追加分）令和4年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況（令和4年8月5日厚生労働省公表）

8 審議に参加した委員は、次のとおりである。

会	長	鈴	木	克	政
会長職務代理		鈴	木	洋	子
委	員				
委	員	五	十	嵐	正
委	員	石	井	義	仁
委	員	小	川	健	一
委	員	西	野	由	季
委	員	村	田	充	康
委	員	森		知	子
委	員	山	下	善	和
委	員	山	田	公	仁

以 上